

【資料5】

茂原市立小中学校の適正規模について（H27.3月教育委員会会議で決定）

- ・小学校の学級数は、学校教育法施行規則第41条により 12学級以上18学級以下（1学年2学級～3学級） を標準とする。
- ・中学校の学級数は、同法第79条にある「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」により 9学級以上18学級以下（1学年3学級～6学級） を標準とする。
- ・ただし、特別支援学級の学級数は除く。

※国は学校規模の標準として、学校教育法施行規則第41条、第79条により小中学校とも「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」としている。